

令和4年度 先導的官民連携支援事業

白馬村図書館等複合施設

官民連携調査業務

仕様書

令和4年6月

長野県白馬村

1. 業務の目的

白馬村は、3,000m級の北アルプスに抱かれ、登山やスキーのフィールドとして圧倒的な資源を有していることに加え、山岳景観と田園風景・農村文化が相まって、国内外から多くの来訪客が訪れる国際観光地である。また、国内外からの移住者も多く、多様なコミュニティが形成されている。

白馬村第5次総合計画において、「白馬の豊かさとは何か - 多様であることから交流し学びあい成長する村」という基本理念を定め、社会変化の影響を受けやすく、これまでも多くの変化に対応してきた地域だからこそ、一人ひとりが主体的に行動するだけでなく、「多様性」から「学びあう」ことを意識し、様々な分野で「白馬の豊かさ」を問い続けながら成長していくことを掲げている。

村の基本理念を具現化するための拠点施設として、図書館や子育て支援施設、屋外広場（公園）などを併設し、あらゆる住民の居場所となり、村内外の多様な人々が集い交流する複合施設の建設を計画している。

平成29年度から本格的な検討を開始し、平成30年度に基本構想を、令和元年度に基本計画を策定したが、現在、候補地も含めて基本計画の見直しを行っている。

多様な交流により学びが生まれ、個人や地域の成長につながる施設とするために、施設の整備・運営に関して、従来の公共施設整備運営手法に加え、官民連携による整備運営手法について、調査及び検討を行うことを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 先行事例に関する調査

図書館や子育て支援施設、公園など類似機能を有する複合施設や町村など小規模自治体の先行事例を調査し、整理する。

(2) 官民対話の場の企画・運営

地域住民や域内事業者を主な対象として官民連携に関して学ぶ場を設け、多様なあり方や期待される効果などを具体的な事例を含めて説明し、住民や事業者の理解を深める。また、本事業に興味関心を有する住民や事業者に対して開かれた対話の場を設け、施設整備や運営への関与について参加意欲や可能性を把握する。

(3) 地域内外のサウンディング調査

地域内の住民・団体・事業者等から意見や提案を聴取し、域内で担うことができる事業の範囲を把握・整理する。その上で、地域内で不足する知見や技術、担い手について、域外の事業者等から意見や提案を聴取し、本事業への参画意欲や関わり方を把握・整理する。

(4) 交流を創出する機能等の検討

多様な人々が集うために求められる機能や空間について検討し、本事業において実施が期待される民間収益事業についても整理する。

(5) 施設整備・維持管理運営手法の検討

本事業の検討対象となる官民連携の手法を整理した上で、機能や規模、配置等を検討し、本事業で実施する場合の事業方式・事業形態・事業期間や法制度上の課題、官民のリスク分担等について検討する。

(6) 資金調達に関する検討

施設整備に活用可能な交付金・補助金を調査するとともに、整備・運営について民間からの資金調達手法についても検討する。

(7) V F M・交流創出価値の算出

上記の検討結果を踏まえ、概算事業費（設計費、建築費、維持管理費、運営費、調査費等）を算出し、PSC（従来方式による総事業費）と官民連携スキームによるライフサイクルコスト（総事業費）を比較し、VFMを算定する。なお、検証にあたっては、交付金等の適用についても考慮する。

また、施設における交流により創出される価値について、従来方式と官民連携方式の比較を行い、波及効果等についても算出する。

(8) 総合評価・課題整理

本事業への民間活力の導入について、想定される集客及び経済効果・交流創出効果等を算出した上で、定量的かつ定性的な総合評価を行い、最適な事業スキームや事業スケジュールを提案する。

また、施設整備や運営に向けた課題についても整理するとともに、必要に応じて施設のイメージ図や要求水準等についても素案を作成する。

3. 成果品

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- (1) 官民連携調査報告書 30部
- (2) 官民連携調査報告書 概要版 100部
- (3) 上記電子データ 1式

本業務は、国土交通省の先導的官民連携支援事業に位置付けられているため、報告書の

作成にあたっては、指定されたフォーマットに基づき、分かりやすく整理すること。

本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

4. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
 - ア. 白馬村第5次総合計画
 - イ. 白馬村図書館等複合施設基本計画
 - ウ. 白馬村図書館等複合施設基本構想
 - エ. 白馬村図書館施設検討委員会報告書
 - オ. 白馬村図書館基本計画
 - カ. 白馬村子ども・子育て支援事業計画
 - キ. 白馬村公共施設等総合管理計画
 - ク. 先導的官民連携支援事業応募申請書類（白馬村）
 - ケ. その他、必要と認められる資料
- (4) 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。